

令和7年度名寄市屋根雪おろし助成券交付事業指定業者実施要領

名寄市屋根雪おろし助成券交付事業実施要綱第11条に規定される標記の要領について、下記のとおりとします。

記

- 1 この事業は、名寄市屋根雪おろし助成券交付事業実施要綱に基づくものであることを認諾し、実施にあたっては順守すること。
- 2 名寄市屋根雪おろし助成券利用者から業務の依頼を受けたときは、原則11月1日から翌年3月31日までの期間に屋根雪おろし業務を行うこと。
- 3 屋根雪おろし作業の実施に当たっての安全管理及び作業に関する技術指導は、指定業者の責任において行うこと。また、作業をする屋根の付属物等の状況を常に確認し、事故防止に努めること。
- 4 名寄市屋根雪おろし助成券利用者から業務の依頼を受けたときは、雪おろし箇所や堆積場を確認するとともに作業日や料金について協議すること。助成券の利用範囲は屋根雪おろし業務及び、そのおろした雪の処理にかかる料金とし、確認書等の取り交わしにより、後日紛争が生じないように講じること。
- 5 雪おろし作業中は通行人に配慮すること。
- 6 事業実施において、申請業者に起因する損害が市又は名寄市屋根雪おろし助成券利用者に生じた場合は、申請業者において処理すること。
- 7 名寄市屋根雪おろし助成券交付事業実施要綱等に記載のない疑義が生じた場合は、市、申請業者で協議のうえ決定すること。